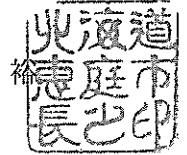


恵庭市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 1 4 号

恵庭市消防本部組織規則の一部を改正する規則

恵庭市消防本部組織規則（昭和 5 8 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第3条（略） （職制） 第4条（略） 2（略） 3 前2項に定める職員は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める職員の中から消防長がこれを命ずる。 （1） <u>次長、課長、室長及び主幹並びに参与 消防司令の階級にある者</u> （2） <u>主査 消防司令補の階級にある者</u> （3） <u>上席主任及び主任並びに専門員 消防士長以下の階級にある者</u> 第5条～第8条（略）	第1条～第3条（略） （職制） 第4条（略） 2（略） 3 前2項に定める職員は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める職員の中から消防長がこれを命ずる。 （1） <u>次長及び室長 消防司令長の階級にある者</u> （2） <u>課長及び主幹並びに参与 消防司令の階級にある者</u> （3） <u>主査及び上席主任 消防司令補以下の階級にある者</u> （4） <u>主任及び専門員 消防士長以下の階級にある者</u> 第5条～第8条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。